

様式第1号（第1条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

※申請受付番号	
※受付年月日	
※登録番号	

### 登録申請書

下記の美術品について、美術品の美術館における公開の促進に関する法律第3条第1項の登録を申請します。

なお、申請に係る美術品が登録された場合においては、当該登録に係る通知を受けた日から3月以内に、当該登録美術品について契約予定美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結することにより、右設置者に当該登録美術品を引き渡し、美術品の美術館における公開の促進に関する法律の趣旨に基づき当該登録美術品を公開することを誓約いたします。

年　月　日

文化庁長官 殿

申請者 氏　名  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

住　所　〒

電話番号 ( ) -

ファクシミリ番号 ( ) -

記

美術品の名称					
員　数			種　類		
寸法、重量、材質 その他の特徴					
附属物の概要					
制作者の氏名					
生年及び死亡年	年～年	制作時期	年(～年)		
重要文化財の指定	有・無	指定年月日	年　月　日	記号番号	
由来及び歴史上、芸術上又は学術上の価値					
美術品の権利関係					
美術品の所在の場所					
契約予定美術館	(設置者)	(名称)			
	(所在地)				
所在者の氏名又は名称の開示又は不開示	開　示　・　不　開　示				
美術品が公開されたことがある場合はそ					

の概要	
その他参考となるべき事項	

[添付書類及び資料]

1. 申請者が個人である場合においては、戸籍抄本及び住民票の写し
2. 申請者が法人である場合においては、登記簿の謄本
3. 申請者の印鑑証明書
4. 美術品の現状を示す明瞭な写真
5. 美術品が文化財保護法第27条の規定により重要文化財に指定されたものである場合は、当該美術品に係る同法第28条第3項の指定書の写し
6. 美術品が登録を受けた場合において、当該美術品に係る登録美術品公開契約を申請者と直ちに締結する旨の契約予定美術館の設置者の意思が確認できる書類

[備考]

1. 申請者は※の欄には記入しないこと。
2. 「種類」の欄には、次の7つのものの中から、いずれか一つを選択して記入すること。  
①絵画 ②彫刻 ③工芸品 ④文字資料 ⑤考古資料 ⑥歴史資料 ⑦複合資料（異なる種類の美術品が系統的又は統一的にまとまって存在するもの。）⑧①～⑦以外の種類の美術品
3. 「附属物」とは、額縁、台座又は保管用の箱等をいい、「附属物の概要」とは、これらの寸法、重量、形状又は材質のうち、当該美術品の種類に応じて、特徴となるべきものをいうこと。
4. 「生年及び死亡年」の欄には、制作者が生存中である場合には、生年のみ記入し、死亡年は空欄とすること。
5. 「重要文化財の指定」及び「所有者の氏名又は名称の開示又は不開示」の欄は、該当するものを○でかこむこと。国宝に指定されたものである場合には、当該指定年月日及び指定書の記号番号を記入すること。
6. 「由来及び歴史上、芸術上又は学術上の価値」の欄には、当該美術品が制作後から所有者的所有となるまで、どのような経緯を経てきたのか、及び当該美術品がどのような観点から特に優れた価値を有するかについて記入すること。（記入に際しては、契約予定美術館の助力を得ることが望ましい。）
7. 「美術品の権利関係」の欄には、当該美術品の共有関係、美術品に係る裁判の有無等を記入すること。
8. 「美術品が公開されたことがある場合はその概要」の欄には、公開実績ごとに、登録申請以前に当該美術品を公開した美術館名及び公開期間を記入すること（公開実績が多数ある場合には、代表的なものを複数記入すること）。
9. 申請に係る美術品が従前において登録美術品であった場合は、「その他参考となるべき事項」の欄にその旨を記入すること。
10. 「その他参考となるべき事項」の欄には、可能な限り、制作者に関する情報及び当該美術品の学術的文献や研究資料等を記入すること。